TOKYO No. 236

輸送サービス労組 東京地本

WEBSITE **SNS**

大崎運輸区にてパワーハラスメント被害を受けた組合員の 12月20日提出 東地申第19号 訓練センター受講における適切な配慮を求める緊急申しん

大崎運輸区分会に所属する組合員に対して、総合訓練センター受講が指定されています。



総合訓練センターにおける乗務員訓練は、 乗務員に求められる知識、技能の維持向上を 目的に定期的に行われています。

当該組合員もその必要性は十分に理解して おり、受講の意思はあります。

しかし、適切な配慮がされないために訓練 受講の機会を幾度も逸していることは看過 できません!

自身份受财化 パタハラの加喜音が。 訓練センターの所長に!

2024年7月に訓練が指定!

研修中に所長と顔を合わせることが 無いように適切な配慮を求めるも、 何も配慮されず、結果として精神的 不安から訓練を受講できず!

再び2024年10月に指定!

会社は何も対応せず、年休を取得 せざるを得ないことに!

そして2025年1月に またもや訓練が指定!!

労働施策総合推進法第三十条の二では、職場におけるパワハラ防止のため、企業に対し雇用管理上必要 な措置を講じることを義務付けています。ガイドラインが示す具体的な「雇用管理上必要な措置」の 内容として、パワハラ被害を受けた労働者への迅速かつ最適なケアや再発防止が挙げられています。

当該組合員から相談を受けた大崎運輸区分会が会社に配慮を要請したところ…

頑なに措置を講じず!

- 本人からの相談はない
- 裁判所からは何も指示がない
- 所長が直接訓練をするわけではない

適切な配慮をせずに訓練受講のみを一方的に進めることは労働安全衛生法第三条第1項に定められている安全配慮義務違反である.

- 1. 改正労働施策総合推進法第三十条の二に基づき、被害を受けた当該組合員へのケアと再発防止 の措置についての考えを明らかにすること
- 2. 当該組合員が | 月 | 4日から | 月 | 5日の総合訓練センターにおける定期訓練を滞りなく 受講できるよう、適切な配慮を行うこと
- この申し入れに対する団体交渉については2025年1月10日(金)までに開催すること

安全安定輸送を担う組合員が安心して訓練に臨むことができるよう、会社は直ちに適切な配慮をすべきだ!